平成２０年（フ）第６０１号
高知市神田1410番地34
債務者　藤原　秀貴
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５号
高知市朝倉丙358番地12
債務者　田井　公子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０８号
高知県香美市物部町山崎1977番地
債務者　藤田　直樹
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１１号
高知市桜井町１丁目11番12号
債務者　星　　優子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１４号
高知市福井町1233番地　ハイツ鹿持103号
債務者　公文　美耶
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２０号
高知市河ノ瀬町184番地　サンビレッジれんげ草Ｃ203
債務者　藤原　純子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２６号
高知市葛島１丁目５番32号　スカーラ1532―４Ｂ
債務者　横山比呂志
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２９号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｃ棟410号
債務者　井口あずみ
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３０号
高知市北秦泉寺782番地３
債務者　西村　一美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５号
福岡県大川市大字本木室221番地２
債務者　馬場　綾子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
福岡県八女市星野村8078番地
債務者　山口サエ子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５３９号
大分市六坊北町２番11号丸美荘201、申立時の住所大分市大道町３丁目１番27号
債務者　椛山　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２０６号
宮崎市高洲町197番地２　山下アパート203号
債務者　杉尾　義廣
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4319番地１、前住所宮崎県都城市高城町穂満坊3033番地
債務者　天神　和子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１４５号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目33番14号山下ビル403号
債務者　今村　貴代
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目15番４号　アビターレ八幡203号
債務者　吉田　康明
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目33番16号
債務者　大橋　滿志
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係